仕様書

１　件名

香芝市クビアカツヤカミキリ防除事業業務（特定外来生物防除等対策事業）

２　目的

香芝市内において、特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリによる被害が拡大していることから、被害の拡散防止を図るため、香芝市が指定するバラ科の樹木に対し、防除薬剤の樹幹注入を実施するものとする。

３　業務期間

契約締結日から令和９年１月３１日まで

４　場所

別紙「クビアカツヤカミキリ防除管理表」及び図面に示す場所とする。

５　防除方法

樹幹部に注入孔を開け、薬剤を注入する方法により行い、対象木は７８本とし、予定使用数量は、１本当たり２０mL 程度の薬剤４２３本とする。

６　業務の実施及び工程管理

受注者は、次に掲げる事項に従い、業務の実施及び工程管理を行うこと。

⑴　受注者は、業務の実施に先立ち、対象木の状況及び施工場所を確認するとともに、業務全体の工程表を作成し、香芝市市民環境部環境政策課の職員（以下「職員」という。）に提出すること。

⑵　工程表には、現地調査、施工準備、樹幹注入作業及び業務完了までの予定を記載すること。

⑶　受注者は､施工開始予定日及び施工完了予定日を､あらかじめ職員に連絡すること。

⑷　工程に変更が生じる場合は、速やかに職員に報告し、必要な協議を行うこと。

⑸　職員から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

⑹　受注者は、業務期間内に業務を完了できるよう、計画的に施工を進めること。

７　施工上の留意事項

使用する薬剤及びその取扱いは、次のとおりとする。

⑴　使用薬剤は、マクロライド系殺虫剤を有効成分とし、農薬登録を受けたもので、次の条件を全て満たすものとする。

ア　サクラを対象樹木としていること。

イ　クビアカツヤカミキリに対する適用があること。

ウ　樹幹注入による使用が認められていること。

エ　有効期限内であること。

⑵　使用薬剤については、あらかじめ職員に報告し、確認を受けること。
⑶　薬剤の使用に当たっては、製品の使用基準に従い、適正な量を使用し、過剰な注入その他不適切な使用を行わないこと。

８　対象木の確認及び施工方法の決定

受注者は、対象木の確認及び施工方法の決定に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。
⑴　受注者は、施工に先立ち、対象木の生育状況及び被害状況を確認すること。
⑵　対象木が枯死している場合又は被害が重度であり、樹幹注入の実施が適当でないと判断される場合は、当該樹木への施工を行わず、速やかに職員に報告し、指示を受けること。
⑶　職員から、同一施設内の別の樹木又は市内の別施設における樹木への施工を指示された場合は、その指示に従うこと。
⑷　受注者は、施工対象木を自らの判断のみで変更しないこと。また、対象木の変更に伴い、施工数量、業務内容又は契約金額等に影響が生じる場合は、職員と協議すること。
⑸　対象木が二股以上に分かれている場合は、それぞれを１本の木とみなし、所定量を処理すること。ただし、具体的な処理方法については、薬剤の使用基準を遵守するとともに、職員の指示がある場合は、これに従うこと。

９　薬剤の注入

受注者は、薬剤の注入に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。
⑴　薬剤の販売元が定める使用安全基準及び使用方法を遵守すること。
⑵　注入部位は、原則として地際部から約５㎝ の樹幹とする。ただし、分枝、剪定枝、節、こぶ等の直下は、薬液の分散が悪くなるため避けること。また、空洞及び腐朽部も避けること。
⑶　削孔は、ドリル等を斜め下方に向けて行い、孔径５㎜ から６㎜ 程度、孔深５㎝ 程度を目安とする。ただし、実際の孔径、孔深及び削孔方法は、使用薬剤の製品説明書及び販売元の指示を優先すること。注入に当たっては、薬液が形成層に触れないよう十分に注意し、注入容器のノズルの先端を十分に差し込んで行うこと。
⑷　薬剤は、対象木ごとの適正使用量及び製品の使用基準に従って使用すること。
⑸　薬剤を加圧注入する場合は、専用の注入容器を用いること。注入孔が複数となる場合は、樹幹の周囲に等間隔に分散させること。
⑹　対象木が二股以上に分かれている場合の処理については、８⑸の規定によるものとする。
⑺　注入中は、通行人等が薬剤や注入容器に接触しないよう、安全に配慮して管理すること。
⑻　薬剤が完全に注入されたことを確認した後、速やかに空容器を回収し、回収漏れがないよう確認すること。
⑼　注入が終了した孔は、雨水、雑菌等の侵入及び樹液の流出を防ぐため、使用薬剤の

販売元が指定する方法により適切に処置すること。

⑽　注入したサクラには、薬剤名、注入年度、樹木番号等を記載したラベルを、地上１．５ｍを超える位置に貼り付けること。

⑾　薬剤が自動車、壁等の塗装面、大理石、御影石等に付着すると変色するおそれがあるため、薬剤をこぼし、又は飛散させないよう注意すること。

⑿　作業機械、道具類、剪定枝葉、刈草、土砂、ごみ等は、通行の妨げ又は事故の原因にならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風等で周辺に散乱しないよう注意すること。

⒀　作業終了後、地面等を荒らした場合又は枝葉が散乱した場合は、その修復又は清掃を行うこと。

⒁　架空線（高圧線、通信線等）の影響、急傾斜地等、作業の安全性が確保できない場合は、作業を中止し、速やかに職員に報告すること。

⒂　薬剤の使用に当たっては、使用液量、使用時期及び使用方法等を誤らないよう注意し、関係行政機関、販売会社等から指導があった場合は、その指導に従うこと。

１０　薬剤の残量及び余剰薬剤の取扱い

受注者は、薬剤の残量及び余剰薬剤について次に掲げる事項に従い、取り扱うこと。

⑴　受注者は、対象木の状況及び薬剤の使用基準を踏まえ、適正な使用量により施工すること。

⑵　業務完了後に未使用の薬剤が生じた場合は、その薬剤名、数量及び保管状況を職員に報告し、取扱いについて指示を受けること。

⑶　職員から薬剤の引渡しを指示された場合は、薬剤名、数量、有効期限その他必要な事項を明らかにした上で引き渡すこと。

⑷　薬剤の保管及び運搬については、関係法令及び製品の取扱説明書等に従い、安全かつ適正に行うこと。

１１　安全管理

受注者は、次に掲げる事項を遵守し、安全管理を徹底すること。

⑴　受注者は、安全の確保を最優先とし、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令に基づく措置を常に講ずること。また、道路交通の妨げにならないよう、危険箇所その他必要と思われる場所には標識等を設置し、安全を確保すること。

⑵　ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。

⑶　作業に当たり、施設、樹木等を損傷しないよう十分に注意して作業すること。これらを損傷した場合は、直ちに職員に報告するとともに、応急措置を取り、受注者の負担で原状に復旧すること。

⑷　薬剤を誤って飲み込んだ場合には、無理に吐かせず、直ちに医師の診察を受けさせること。薬剤の製品ラベル及び安全データシート等に記載された応急措置にも従うこと。

⑸　本薬剤は眼に対して刺激性があるため、注入の際は保護眼鏡を着用し、薬剤が眼に入らないよう注意すること。薬剤が眼に入った場合は、製品ラベル等の指示に従って直ちに洗眼し、必要に応じて医師の診察を受けること。

⑹　作業の際は、薬剤の製品ラベル等に従い、保護眼鏡、農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン及び長袖の作業衣その他の必要な保護具を着用すること。作業後は手足、顔等を石けん等でよく洗い、必要に応じて洗眼及びうがいを行うこと。

⑺　作業者以外の者、特に子供等が薬剤や容器に触れないよう注意し、注入中は作業現場に近づかないように配慮すること。

⑻　薬剤の保管に当たっては、火気や直射日光を避け、食品と区別し、製品の保管条件に従って安全に保管すること。

⑼　薬剤が可燃性である場合は、製品の表示及び安全データシート等に従い、火気の取扱いに十分に注意すること。

⑽　人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急措置及び二次災害の防止措置を講ずるとともに、事故の原因及び経過並びに事故による被害の内容等を直ちに職員に報告すること。

⑾　注入作業前に作業を予告する看板を設置すること。また、作業中及び作業後おおむね１日間についても看板を設置し、通行者等に注意喚起すること。

⑿　注入作業中及び作業後おおむね１日間は、必要に応じて作業区域を区画し、通行人等が対象木へ接触しないようにするなど、薬剤による人体への被害を防止する措置を講ずること。

⒀　付近の住民、通行人等から苦情又は被害の申出があった場合は、直ちに職員に報告し、対応について協議すること。また、受注者の責任において速やかに対応するとともに、その結果を職員に報告すること。

１２　業務の記録及び報告方法

受注者は、業務の実施状況を記録し、次に掲げるように、職員に報告すること。

⑴　施工写真

施工写真の撮影及び提出については、次のとおりとする。

ア　施工写真は、全ての施工対象木について、施工前、施工中及び施工後の状況を確認できるよう撮影し、提出すること。

イ　施工写真には、施工年月日、施設名及び樹木番号を記載した黒板等を写し込むこと。

ウ　使用する薬剤については、使用前後の状況が確認できる写真を撮影し、提出すること。

エ　施工写真は、対象木ごとに整理し、別紙「クビアカツヤカミキリ防除管理表」と照合できるようにすること。

⑵　処理記録

受注者は、別紙「クビアカツヤカミキリ防除管理表」の内容を踏まえて施工実績を記録し、同表に次に掲げる事項その他必要な事項を記入して提出すること。